

ビジネスサポートながの 7

JULY 2012



経営者シリーズ トップかく語りき

株式会社昌己(志もだ)
代表取締役

下田 もも子氏

Momoko Shimoda

株式会社昌己(志もだ)
長野市栗田1015 NKコーポ1F
TEL 026-223-1125 FAX 026-228-1145
創業 昭和59年9月
資本金 300万円

つねに上をめざして勉強は怠りません。

海山の厳選素材にこだわり、料理の質の高さで食通に知られる「志もだ」(長野市高田)。リゾートホテルの和食料理長として活躍していた先代(父親)が開き、今も腕をふるう和食料理店だ。

平成11年にJR長野駅東口に出した店を任せられたのが、下田もも子社長。短大卒業後、海外(オーストラリア、中国)で約4年間、保育士として働いた。そんな経験の中でも、いつかは自分の店を持つのが夢だったのかと思いや、「近くにいたら絶対に店を手伝わされる。そうならないように絶対海外に出ようと決めていた」と“告白”する。

「とはいえ長女ということもあり、海外にいる間も頭の片隅に、お店忙しいんだろうな、という思いはありましたね。高校時代から手伝ってもらい

たし…。実は東口への出店は、今後発展する場所だからと母が持ってきた話。それに乗るというかたちで、結局戻って来ちゃった(笑)」

現在、社長として両店の経営を任せられ、東口の店では自らデザートやサラダもつくる。店と自宅兼用という環境で育ち、料理はつねに身近な存在。小学生の頃から料理がしたいと言えば父親が食材を用意してくれたというだけに、腕も確かだ。

経営者としてつねに考えるのは「この店が必要とされているのは何か」。高田の店は冠婚葬祭など大切な席に、東口の店はビジネスマンの接待などにもよく使われる。「こだわりの素材に手を加え、家ではできない味を楽しんでいただくのが私たちの仕事。それだけに、つねに上をめざして勉強は怠りません」。

長引く不景気で厳しい経営環境にあるが、お客の関心の高いテーマで積極的に企画を提案し業績につなげている。特に力を入れているのは、地元の酒や食材を味わおうという地産地消の取り組みと、お客のニーズに合わせた仕出しだ。

現在、2歳と0歳の2人の子育て真っ最中。片時も目を離せないが、仕事も休めない。悪戦苦闘の日々の支えになっているのが両親やスタッフの手厚い協力だ。そんな中、社長は自分の母親に思いをはせる。

「妹が生まれたのが、ちょうど店を始めた頃。母が子を生み育てながら仕事をしてきたのはすごいなと今あらためて思います」。そしてこう続けた。「私は両親、スタッフに本当に恵まれてる。だからこそ、頑張らなきゃと思うんです」。

回覧

CONTENTS

JULY 2012

7

表紙写真

経営者シリーズ

株式会社昌己(志もだ) 代表取締役

下田 もも子 氏

事業実施カレンダー

2-3

決算説明会・経営相談室のご案内

ビジネス法律相談所
製造物責任の基礎知識(2)

4

ビジネス書・今月の売れ筋10冊

税理士の事件簿
税務調査の立ち会い顛末記⑩

5

税務署からのお知らせ

ちょっと教えて! 身近な法律Q&A
株式会社であれば、
株券を発行する必要があるのですか。

6

経営者の成長指南 浪 宏友 氏

企業会計NOW

7

第16回 中小企業金融円滑化法の
最終期限までにやっておくべきこと

プロの力を借りて100の壁を越える!

Business Information

8

Tea Room

年会費納入のお願い

平成24年度会費の納入について、ご依頼しております。既に、預金口座自動振替、銀行振込で納入いただいた皆様には厚く御礼申し上げます。また、役員による訪問集金については、改めて役員および部会からご案内させていただきますので、よろしくお願ひいたします。

〈会費一覧〉資本金ごとに会費が異なります。

資本区分	会費額
300万円以下	5,000円
300万円超~1,000万円以下	9,000円
1,000万円超~3,000万円未満	17,000円
3,000万円以上~5,000万円未満	28,000円
5,000万円以上~1億円未満	55,000円
1億円以上~10億円未満	73,000円
10億円以上	85,000円

事業実施カレンダー

CALENDAR

7月の予定

1日

16日

2月

17火

3火

18水

4水

19木

5木

20金 会員親睦ゴルフ大会

6金

21土

7土

22日

8日

23月

9月

24火 決算法人説明会(8月決算法人対象)

10火 税務署定期人事異動

25水 経営相談室(法律相談)

11水 経営相談室(法律相談)

26木

12木

27金

13金

28土

14土

29日

15日

30月

31火

長野市三輪部会
税務研修会・交流懇親会

長野市三輪部会(伊倉順治部会長)では、税務研修会を開催し、その後会員相互の親睦を深めるため、懇親会を行い、25名の会員が参加した。

伊倉部会長は「最近は、隣近所や同じ地区内でも、会社同士の付き合いが薄れてきている。三輪部会としては、年内に、経営実務研修会、落語公演と積極的に事業を行っていく」と力強く意気込みを語った。



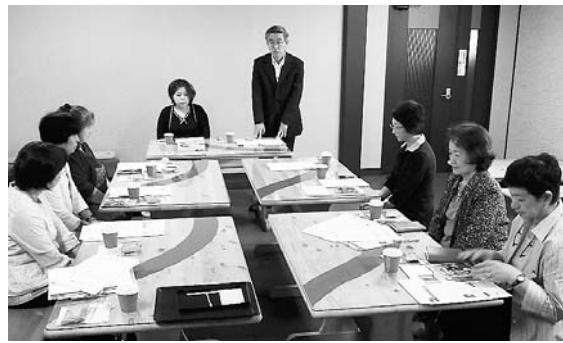
8月の予定

1 水	16 木
2 木	17 金
3 金	18 土
4 日	19 曜
5 曜	20 月
6 月	21 火
7 火	22 水 経営相談室(法律相談)
8 水 経営相談室(法律相談)	23 木
9 木	24 金
10 金	25 土
11 日	26 曜
12 曜	27 月 定例理事会
13 月	28 火
14 火	29 水 決算法人説明会(9月決算法人対象)
15 水	30 木
	31 金

税に関する小学生絵はがきコンクール

女性部(伊藤園子部長)では、新規の社会貢献活動として、小布施町栗ガ丘小学校6年生(109名)の協力のもと、税の絵はがきコンクールを実施することとなった。まず、6月8日担当委員会での会議が行われ、税についての授業(6/26)を行い、租税教育推進協議会より講師を派遣いただき、夏休みの課題として児童たちに税金をイメージした絵はがきを作成していただくこととなった。その後、作品の審査活動を行い、法人会長賞等を決める。

担当の古旗委員長は「絵はがきコンクールは全国的に行われている。来年は栗ガ丘小学校だけでなく、より多くの小学校の児童にも参加していただいて、この輪を広げていきたい」と話している。



第4委員会の会議には、委員の他、税務署からも担当官が出席。冒頭で田中統括より挨拶をいただいた

決算説明会**8月決算法人対象**

開催日時

7月24日(火)
10:00~11:30

会場

ホクト文化ホール
2階 小ホール

研修内容

第1部 長野税務署法人担当官
第2部 税理士
(関東信越税理士会長野支部派遣)

その他

この説明会は、毎月開催しています。
今回ご都合がつかない場合は翌月以降の説明会にご出席願います(資料請求も可)。駐車場に限りがございます。なるべく公共交通機関でお越しください。

次回開催日時・会場

8月29日(水)
10:00~11:30
ホクト文化ホール**法人会
経営相談室**

法律相談は、第2・第4水曜日に開催
税務相談と労務相談は、相談申し込みの都度開催

※詳細は同封のチラシをご覧ください。

法律相談開催日時

7月11日(水)
25日(水)
10:00~12:00

会場

長野法人会会議室

長野市七瀬中町276(会議所ビル 3F)
TEL026-227-0011

相談員

弁護士

中嶋慎治氏・倉崎哲矢氏

費用

会員=無料、会員以外=5,000円

利用方法

事前に申し込みが必要ですので、同封の申込用紙にご記入のうえ事務局までFAX(026-224-2655)にて送信願います。

ビジネス 法律相談所

長野県弁護士会所属
弁護士 中嶋 慎治
中嶋慎治法律事務所



製造物責任の基礎知識(2)

はじめに

前回に引き続き、製造物責任法（PL法）についてご紹介します。

本法は、①製造業者等が、②その製造・加工・輸入・表示をした製造物であって、③その引き渡したもの、④欠陥により、⑤他人の生命、身体又は財産を侵害した場合、製造業者等はそれによって生じた損害を賠償する責任を負うとされています（3条）。

(3) ③引渡し

「引渡し」とは、自らの意思で占有を移転することをいいます。欠陥のある製造物を自らの意思で流通においてることに責任根拠があるので、欠陥の有無は引渡時が基準となります。

(4) ④欠陥

「欠陥」とは、製造物が通常有すべき安全性を欠いていることをいいます。

欠陥は、a) 製造上の欠陥（異物の混入など製造過程でのミス）、b) 設計上の欠陥（配線間違いなどの設計ミス）、c) 指示・警告上の欠陥（製品の使用説明書や警告表示が不適切だった場合など）に分類されます。

欠陥の有無の判断においては、当該製造物の特性、その法律上予見される使用形態、その製造業者等が当該製造物を引き渡した時期、その他の当該製造物に係る事情を考慮して決するとされています（2条2項）。

また、消費者保護の見地から、欠陥の主張立証は緩和されるべきとの考え方方が有力です。

例えば、欠陥の特定は、社会通念上理解できる程度にされる必要はあるが、どの部位、部品に原因があったかまで特定する必要はない、とされています。

また、製造物を適正に使用したにもかかわらず、その使用により損害が生じた場合に、①その損害が適正な使用により通常生じるべき性質のものでないこと、②消費者にとって欠陥内容を具体的に主張するのが困難であることが主張立証されれば、欠陥が一応推定されるべきとの見解も有力です。

欠陥が肯定された例としては、玩具入りカプセルについて、3歳未満の幼児が玩具として使用することが通常予見される使用形態であるにもかかわらず、3歳未満の幼児の口腔内に入る危険、さらに一度口腔内に入ると除去や気道確保が困難になり、窒息を引き起こす危険を有しているとして、設計上通常有すべき安全性を欠いていたとしたもの（鹿児島地判平20. 5. 20）、卓球台が横転して傷害を負った事故について、当該卓球台はキャスターの車輪幅が狭く、通常の使用により横転しやすいという欠陥を有しているとしたもの（奈良地判平21. 5. 26）等があります。

欠陥が否定された例としては、坂道に停車していた自動車が、運転者の降車後に後退を開始し、これを追いかけた運転者が死亡した事案につき、自動車が通常備えるべき安全性を備えていないということはできないとしたもの（東京地判平21. 10. 21）、1歳9ヶ月の子がこんにゃくゼリーを食べ、のどに詰まらせて死亡した事故について、当該こんにゃくゼリーは通常有すべき安全性を備えており、欠陥はないとしたもの（神戸地姫路支判平22. 11. 17、同旨大阪高判平24. 5. 25）等があります。次々号に続きます。



今月の売れ筋10冊

2012.5.1～2012.5.31
平安堂長野店 提供

- 1 これからのリーダーに贈る船井幸雄の言葉 ■佐藤芳直／著 中経出版 1,500円
- 2 幸せになる生き方、働き方 ■塚越寛／著 PHP研究所 1,000円
- 3 「超」入門 失敗の本質 ■鈴木博毅／著 ダイヤモンド社 1,500円
- 4 記憶する技術 ■伊藤真／著 サンマーク出版 1,300円
- 5 100円のコーラを1000円で売る方法 ■永井孝尚／著 中経出版 1,400円
- 6 サムソン式仕事の流儀 ■ムン・ヒョンジン／著 サンマーク出版 1,500円
- 7 心を上手に透視する方法 ■トルステン・ハーフェナー／著 サンマーク出版 1,500円
- 8 9割がバイトでも最高のスタッフに育つ ディズニーの教え方 ■福島文二郎／著 中経出版 1,300円
- 9 リアルフリーのビジネス戦略 ■高橋仁／著 幻冬舎 1,400円
- 10 日本でいちばん大切にしたい会社3 ■坂本光司／著 あさ出版 1,400円

今月の一冊



「超」入門 失敗の本質

鈴木博毅 著 ダイヤモンド社
1,500円（本体価格）

『失敗の本質』は、大東亜戦争時代の日本軍の組織論を分析した書籍です。この名著を通して、ビジネスにおける「失敗」とは何か、を解いた一冊です。経営の方には是非、読んで欲しい書籍です。

作成 ■ 関東信越税理士会 長野支部所属 神田 富雄 金井 秀夫 山浦 修 藤澤 義章

税理士の事件簿

税務調査の立ち会い顛末記 30

今回のテーマは、業務中に起こした交通違反により科せられた罰金や交通反則金の取り扱いについてです。

税務調査は以下のようなものでした。

1. 会社側の行った経理処理

A社の営業担当者が、会社の営業用車両を使用しての業務中に駐車違反を犯し、車両をレッカー移動されてしまいました。

A社では、上記に対して課せられた①交通反則金(18,000円)や②レッカー移動料及び保管料の負担金(14,000円)について、営業担当者が業務中に起こしたことでもあり、すべて会社負担することとして、①を「租税公課」とび②を「雑費」勘定でそれぞれ経費として経理処理し、申告にあたっては、法人税の所得計算上、損金の額に算入しました。

その後、税務調査が行われ、調査官から次のような見解を示されました。

2. 調査官の見解

①交通反則金(18,000円)については、A社の営業業務の遂行に関連してされた行為(駐車違反)に対して課されたものであり、A社が負担することを否定するものではありませんが、法人税の所得計算上、損金の額には算入できませんので、この金額を所得に加算して、修正申告していただきたいと考えています。

なお、警察から請求された②レッカー移動料及び保管料の負担金(14,000円)については、法人税の所得計算上、損金の額に算入できますが、その請求の趣旨は、違法駐車車両を、道路交通法の規定に基づき移動し保管しなければならなかったことによる負担金で、迷惑料、損害賠償金の一種と認められるため、消費税法上、①と同様に仕入税額控除の対象とはなりません。

3. 税理士のアドバイス

調査官の指摘は妥当なものと考えます。その詳細は、以下のとおりです。

法人税法上、その法人の役員や従業員(以下「従業員等」という)に対して課せられた罰金若しくは料金、過料又は交通反則金を法人が負担した場合、その従業員等の業務の遂行に関連

した行為に対して課されたものであるか否かで取り扱いが変わります。(法人税基本通達9-5-8参照)

(1) 法人の業務に従事していた場合

法人の所得計算上、損金の額に算入できません(損金不算入)。

(2) 法人の業務に従事していない場合

その従業員等に対する給与として取り扱われます。

したがって、従業員であればその給与は法人の所得計算上、損金の額に算入されますが、役員であれば、定期同額給与や事前確定届出給与に該当しませんので、その給与は法人の所得計算上、損金の額に算入できません(損金不算入)。

今回の場合、①交通反則金(18,000円)は、上記(1)に該当しますので、たとえA社が負担したとしても、法人の所得計算上、損金の額に算入できません(損金不算入)。

次に②レッカー移動料及び保管料の負担金(14,000円)についてですが、調査官指摘のとおり迷惑料、損害賠償金の一種と考えられると思います。

法人税法上、その法人の従業員等に対して求められた損害賠償金を法人が負担した場合、その対象行為が従業員等の業務の遂行に関連したものであり、かつ、故意又は重過失に基づくか否かで取り扱いが変わります。(法人税基本通達9-7-16参照)

(1) 法人の業務遂行に関連し、かつ、故意又は重過失に基づかない場合

法人の所得計算上、給与以外の損金の額に算入できます。

(2) 法人の業務遂行に関連するものであるが、その従業員等の故意又は重過失に基づく場合又は法人の業務遂行に関連しないものである場合

法人が支出した損害賠償金に相当する金額は、その従業員等に対する債権(貸付金等)とします。

したがって、今回の場合、②レッカー移動料及び保管料の負担金(14,000円)は、上記(1)に該当しますので、A社の法人の所得計算上、給与以外の損金の額に算入できます。

なお、消費税の取り扱いについては、調査官指摘のとおり、①及び②ともに仕入税額控除の対象とはなりません。

平成24年分の路線価図等を国税庁ホームページで公開

相続税・贈与税の土地などの評価に用いる平成24年分の路線価図等は、
7月2日から国税庁ホームページ(www.nta.go.jp)で公開しています。

ご自宅などのパソコンや全国の国税局・税務署のパソコンにより
閲覧することができます。

また、平成22年分と23年分の路線価図等も閲覧が可能です。

詳しくは、最寄りの税務署にお尋ねください。

税務署からのお知らせ

ちょっと教えて! 身近な法律 Q&A

株式会社であれば、 株券を発行する必要があるのですか。

Q 私は、飲食店事業をしている株式会社○○食堂の代表取締役社長(A)です。当社の発行済株式総数は、100株で、私(A)が80株、妻(B)が10株、専務取締役である長男(C)が5株、嫁いだ長女(D)が5株それぞれ所有しています。今般、長女(D)が、その所有株式5株の株券を発行してほしいと言っていました。株式会社であれば必ず株券を発行しなければならないのでしょうか。

A 会社法では、株券を発行しないことが原則となりましたので、定款に株券を発行する旨の定めがある会社のみが、株券を発行することとなります。この株券を発行する旨の定款の定めは、登記しなければなりませんので、通常、会社の登記事項証明書に「株券を発行する旨の定め」の欄があり、「当会社の株式については、株券を発行する。」などと登記されています。

この株券を発行する旨の定款の定めがある会社を「株券発行会社」、この定款の定めのない会社を「株券不発行会社」といいます。

ご質問の場合、貴社が株券発行会社であれば、株券を発行しなければなりませんが、株券不発行会社であれば株券を発行する必要がありませんので、貴社の定款及び会社の登記事項証明書をご確認してください。

貴社が株券発行会社の場合、原則として、株式を発行した日以後遅滞なく当該株式に係る株券を発行する義務を負います



司法書士
江尻 克雄

江尻克雄事務所
長野市大字南長野南県町652-1 テラサビル2階
TEL 026-235-2293
FAX 026-235-2294

が、その例外として、①「発行するすべての株式に譲渡制限をついている株式会社」(以下、「非公開会社」という)で株主から株券発行の請求がない場合、②株主から株券不所持の申出を受けた場合、があります。しかし、いずれの場合も株主から株券発行の請求があった場合は、株券を発行しなければなりません。そのため貴社が株券発行会社の場合、貴社が非公開会社であったとしても、または、株主(質問では長女D)から株券不所持の申出が出ていたとしても、今般、長女Dから株券の発行請求があれば、貴社としては株券を発行しなければなりません。

最後に株券発行会社の場合、株券の印刷・発送に費用がかかること、株券が転々流動することにより、会社にとってこのましくない者が株主となるリスクも考えられます(非公開会社であっても、資金不足のため、会社又は指定買取人が好ましくない株式譲受人から買い取ることができないケースも考えられます)。株主側の不都合としては、株券の盗難・紛失により株式譲渡が困難となり、また、善意取得されるリスクも考えられます。

他方、株券不発行会社の場合、株式の譲渡は意思表示のみにより行われるので、株式譲渡を会社や第三者に対抗するには、株主名簿の名義書換えが必要となります。そのため会社としても、名義書換えへの対応や株主名簿の管理をより慎重に行う必要があります。また、会社が株主名簿をもとに真の株主でない者に利益配当等を行った場合に、免責されないという見解もあるようです。

会社としては、株券発行会社か、株券不発行会社かの選択をこのような費用やリスク等を考慮して決める必要があると思われます。

成長指南 経営者の

認めると褒める



人材育成コンサルタント
浪 宏友事務所

代表 浪 宏友

認めることは褒めることと思っている人が少なくありません。本当は意味が違うのです。従業員を育成する観点からは、この二つの違いを知って、正しく使い分けたほうがいいと思います。

認めるとは、相手のありのままを受け入れことです。「君がこの仕事をしたのだね」と受け入れるのが認めることです。認められた側は「自分はここの一員なんだ」と感じます。この思いがモチベーションを高めます。

認めてもらえたかったということは無視されたということです。無視されると「自分はここ余計者なんだ」と感じます。この思いは、その後のモチベーションに大きく影響します。

褒めるとは、良いところを指摘して讃えることです。「君は良い仕事をしたね」と褒めるのです。

褒めるのは、ひとつの教育手法です。従業員は、

経営者が褒めた方向に伸びるからです。ですから、経営者がこうやって欲しいと考えていることを少しでも行なったら褒めればいいのです。そして、さらに伸びるべき方向を示してあげなのです。

認めたけれども褒めないこともあります。貶(けな)してはいけませんが、褒めないことはあり得ます。どんなに熱心に仕事をしても、方向が間違っていたりしたら褒められません。このようなときには、認めた上で褒めない理由を分かりやすく教えてあげます。教育の重要な手法のひとつです。

経営者の機嫌が良いときは褒めるけれども、機嫌が悪いときは褒めないばかりか貶すこともあります。こういう状況は最悪です。自分の感情をぶつけていたのでは、認めるにも褒めるにもなりません。

企業会計

NOW

あがたグローバル税理士法人 公認会計士 野村昌弘

第16回 中小企業金融円滑化法の最終期限までにやっておくべきこと

平成20年秋のリーマン・ブラザーズの破綻に端を発した世界的金融危機や景気低迷による中小企業の資金繰り悪化等への対応策として、平成21年12月に「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律（中小企業金融円滑化法）」が平成23年3月までの時限立法として成立・施行され、東日本大震災の影響等により平成24年3月まで再延長が行われました。さらに、期限を迎えるも中小企業の業況・資金繰りが依然として厳しいことから、平成25年3月まで再々延長が行われましたが、金融庁は今回の再々延長が最終期限であると言っています。

中小企業金融円滑化法は、中小企業者等から貸付条件の変更等の申込みがあった場合に、出来る限り適切な措置をとるよう、金融機関に努力義務を課したものですが、金融機関には貸付条件の変更等の実施状況を金融庁に報告するよう義務付け、虚偽報告等一定の場合には罰則を設けています。そのため、東京商工リサーチが昨年12月に公表した中小企業金融円滑化法に基づく返済猶予実績の調査では、全国411金融機関の平成23年9月までの同法に基づく返済猶予の申込件数は286万8,877件で、金額ベースで73兆9,121億円、このうち中小企業向け申込件数は261万1,627件、70兆1,026億円で実行件数は239万7,340件、実行率91.7%、金額は65兆1,536億円で、件数金額ともに90%超となっています。この実績から見ると、中小企業金融円滑化法は大きな役割を果たしたとも言えると思います。

一方で、貸付条件の再変更等が増加している、貸付条件の変更等を受けながら経営改善計画が策定されない中小企業者も存在

する、等の問題を指摘する声もあると言われています。金融庁としても、健全性の確保やモラルハザードを防止しなければならないという観点で施策を講じる一方、税理士・中小企業診断士・中小企業再生支援協議会・弁護士等の外部機関も利用した金融機関のコンサルティング機能の一層の発揮を促すとともに、「中小企業者等の眞の意味での経営改善につながる支援を強力に推し進めていく（「出口戦略」）必要がある」と言っています。すなわち、今回の平成25年3月までの再々延長は金融庁にとっては苦渋の選択で、ソフトランディングのための移行期間として与えられた期間であると考えてよいでしょう。

中小企業金融円滑化法の最終期限まで1年を切った今、貸付条件の変更を受けている企業は何をすべきでしょうか。

最終期限を過ぎた後に想定される金融機関の対応としては、リスクのハードルが元に戻り、リスクになかなか応じてくれなくなる、経営改善計画書をより厳しくみられるようになる、より抜本的な事業再生、事業転換を求めてくる等の可能性が考えられます。

また、現在の状況においても、貸付条件の変更を受けている企業が独自で作成した『経営改善計画書』では、計画書の信憑性の問題から、金融機関はリスクに応じてくれない状況が発生しており、「信頼できるアドバイザー」の支援による計画書の作成が必要になってきています。

したがって、企業は、そのような専門家を交えての計画書の策定と実行に早期に取り組んでいく必要があります。

プロの力を借りて100の壁を越える！ SEASON[®] 2

■指導協力
東 直樹 プロ(長野カントリークラブ所属)

● 第4回 ● ● ● プレー後の記録で次に繋げる

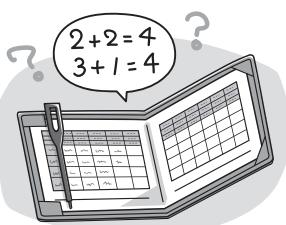
皆様、こんにちは。長野法人会事務局の伊藤です。

今回はプレー後のスコアカードの活用法です。皆さんスコアカードどうしますか？ チョコレートの枚数確認が主な使途になってしまいませんか（笑）。スコアカードには上達へのヒントが詰まっています。

先日の私のプレー結果は52、51の103。結果としては100を切ることは出来ませんでした。言い訳になりますが、トリブルボギー6つ、1ホールでOB連続2回、こういった苦難があつての103です。タラレバはないのですが希望が持てる103ではないでしょうか。例えば、同じボギーでも2オン2パットの場合と3オン1パットの場合では課題が違ってきます。つまり後者の場合だと2打目（残り150y前後）が苦手ということがわかりますので、それくらいの距離の練習が必要になります。また、その日の自分の調子（良かったこと悪かったこと）やコースコンディションなども記録しておくと同じコースでプレーするときの参考材料にもなります。

皆さんはプレーしたあと何か記録等は残していますか？ 最近はスマホのアプリでもそういったものがあるので自身の強みや弱

点の分析、克服に活用をお勧めします。私の場合、前回の98がまぐれであること、そして全般的にまだまだということが改めて浮き彫りになりました…。



7月20日開催の法人会会員親睦ゴルフ大会のあと東プロのワンポイントレッスン（無料）を実施します。こんなミスが多い、スイングに悩みがある、質問してみたい、等々希望者はプレー終了後練習場へお越し願います。

*スイングの疑問・悩み、トラブルのリカバリー方法など実際に東プロのワンポイントアドバイスをご希望の方は長野法人会事務局（TEL227-0011）までお問い合わせ願います。

情報アンテナ

ビジネスインフォメーション Business Information

このコーナーは管内企業の「売りたい」「こんな技術を探しています」といった情報発信のページです(毎月3社ずつ紹介・無料)。また、長野法人会ホームページにも随時掲載してまいります。

車のことなら何でも お気軽にご相談ください!

地元高山で生まれ、愛されて60年。
車のことならおまかせください。

新車・中古車販売 (メーカー各社)
車検・整備・点検
钣金・塗装
自動車保険

Good Driving KUROIWA

(株)黒岩自動車整備工場(指定)
上高井郡高山村大字高井8番地 TEL.026-245-2919(代)<工場>
TEL.026-245-0772<钣金・塗装> FAX.026-245-5970

ゴルフ会員権

昭和48年創業 ～ゴルフ一筋～

売りたい！
買いたい！
ご相談下さい

**株式会社グリーンショッピート
有限会社イトウゴルフ**

026-228-6536 FAX 026-228-5909
〒380-0917 長野市稻葉南俣 2467-1
ホームページ <http://www.itogolf.com> / E-mail ito@itogolf.com

結婚したいあなたの
邪魔をしているのは、
結婚できない原因は自分自身にある、そう思っている人がいます。
しかし、果たして本当にどうでしょうか。
既婚者と自分を比べていませんか。
周囲の意見に、振り回されていますか。
結婚相手が見つからないのは、決してあなただけのせいでもないと思うのです。
たとえば出会い、出会い方を変えるだけで、結婚はぐっと近づきます。本気で結婚したいと思うなら、お見合いはとてもいい出会いです。相手は将来の夫・妻候補。そう考えると、冷静に相手を見ることがあります。お見合いは強制ではありません。結婚の条件を満たす人だけ会えますから、あとは相性をお見合いで確かめただけです。
「そんなの愛がないわ。継かない」。そう言う人がいるかもしれません。ここに興味深いデータがあります。恋愛婚の離婚率は40%。お見合い婚は10%。離婚率が高いのは、意外にも恋愛婚。長く一緒にいたいと思える人との出会いは、お見合いのほうが多いのです。
婚活ブームとあいまって、お見合いはすいぶんカジュアルになりました。気軽さという点なら、合コンや友達の紹介と変わらなくなっています。しかし、お互いの結婚の条件を満たした同士で会えることを考えると、結婚への最短ルートを辿る出会いは、どうやらお見合いということになります。

ながの結婚支援センター 社団法人長野県法人会連合会内
〒380-0904 長野市七瀬中町276 会議室ビル3F
Tel : 026-227-0031 Fax : 026-225-1130

Tea Room

- 32年間勤務した社員が、定年退職をしました。彼は創業以来の同士であり、弟分のような存在がありました
- が、65歳を迎えて彼から退職したいとの申し入れがありました。社員全員で定年退職のお祝い会を開催して送り出しました。彼は涙を流しながら32年間の思い出を話してくれました。心からの感謝の気持ち、お陰様の気持ちには聞く者全員が感動します。
- 退職当日、彼が開拓したお客様の一人が花束を持って当社を訪問されました。聞くところによりますと、彼女は癌に侵されているとの事でした。苦しい思いをして、お祝いに訪れた彼女に頭が下がります。彼は一生涯忘れられない出来事になったと思います。人は一人では生きていけません。改めて大勢の人に支えられて生きているのだと実感した瞬間でした。これから彼は写真の趣味を生かし、夫婦で旅行をするのが夢と語ってくれました。そして、二人三脚で生きていくと力を込めて会社を後にし、私は後ろ姿を見ながら幸多かれと声援を送りました。

広報委員 村上義徳